

議会改革特別委員会

平成25年12月3日

葛城市議会

開 会 午後2時00分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

毎週、3週にわたり皆さん方大変お忙しい中、議会改革特別委員会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、本日は先週に引き続きまして、議会改革の委員会条例改正についての、2つの委員会制度がいいか、また3つの制度がいいか、また本会議方式がええかとか、いろいろ意見がございますと思いますが、長所短所、感じるところを、忌憚のない意見をいただきまして、審議してもらいたいと思います。

何分にも私もなれてませんので、皆さん方、どうか委員会運営にご協力のほどよろしくお願いいたします。

委員外議員の出席は、増田議員と内野議員でございます。

一般傍聴の申し出が1名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認め、一般傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴人入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

所管事項の調査について、(1)葛城市議会委員会条例の改正についてを議題といたします。

本日は、前回、委員からのご意見がございましたように、これからの議会運営をしていく中で、常任委員会の数について2委員会がよいのか3委員会のままでよいのか、またその定数を何人とするのか、さらに本会議主義という意見もございましたので、それぞれのメリットデメリット等具体的な内容について議論をお願いしたいと思います。

とりあえず、本日は委員会の構成について、2つの委員会がいいか3つの委員会がいいかということですので、過去の経緯等は省いた中で、思いのことを述べてもらいたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

何かご意見ございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 ただいま西井委員長からお尋ねがございました、本日の議題でございます。委員会条例の改正について、先週また2週間前、トータルで3回目のこの委員会、一貫して私の方から申し上げていることを先に述べさせていただきたいと、このように思います。

従前から申し上げてますように、定数が変更になり3委員会5名ずつの編成になったということは、前任期の平成25年6月の議会改革特別委員会においてこの条例、定数についての変更案が議会改革で承認されて、議会運営委員会を経て本会議場で全会一致で成立をした、この経過については、今、西井委員長もお尋ねいただいたところでございますが、そのこと

については、きょうはふれないわけでございますけれども、先週の委員会では、一貫して6月の当時の前任期の議会改革特別委員会でも、私は2つの委員会ですべきだということをずっと言い続けてきたと、こういうご指摘をいただいた委員の方もいらっしゃいますが、私は以前から2つを言い続けてるから、ここへ来てまた2つにするということを申し上げているわけではありません。

当然、その当時2つの意見も、今、西井委員長がおっしゃった意見も、全員で本会議主義をとってもいいんじゃないかとか、さまざまな意見の中で、その当時の10人の委員が集約した中で、今実施をされている委員会構成が望ましいのではないかということになって、当時私も2委員会というふうに申し上げていたところが、皆さんのご意見に従った1人でありますから、それはそれで、厚く重きを置いているわけでございますが、先般の委員会で私が申し上げた言葉が少し、言葉の意味の履き違えと言いますか、私自身は当時前任期の議員が既に7名もなくなったことが非常に想定外の、その当時からすると思いもしなかったことであるという中で、既に今定例議会にも上程されているように、もう一般会計の補正予算額は185億円という、葛城市始まって以来の非常に大きなボリュームの補正予算も今回組まれているわけで、こういった大きな事業を採決するに当たっては、当然6月に決められたことを検証するいとまもなく、考え直すということはどうかというご意見も当然わかるんです。私もその中で当然2つと申し上げてきたことが、皆さん方の思いの中で3常任委員会で5人でいいじゃないかということに対しては、確かにそのときは同意もし、本会議場では賛成の1票を投じました。しかしながら、そういう想定外のことがあって、なおかつ今現実185億円という一般会計補正予算が組まれて、なおかつ特別会計を入れると、もう二百四、五十億円ぐらいの金額になるような、本当に大事な事業をこれからやろうとしている中で、以前から申し上げているように、過去の歴史や背景を、2つのまちが合併した、この葛城市がそういう背景に基づいた中で、しっかり議論をすべきではないかと。しかし今の現状で行くと、限られた人数の中で分散してその作業をしなければならない。常任委員会という大切な付託案件を決める、そういった審査をする中で、そういう限られた、いわゆる過去の歴史をある程度認識されている議員も分散されて審査をしなければならない。これは極端な例かも知れませんが、二百数十億円を3常任委員会で割ると、平均すれば80億円という、それだけの規模のさまざまな審査をしなければならない。それに伴う条例の改廃や制定や、そういったことも審査しなければならないという、そういうような条件のもとでやるということよりも、やはり審判を受けて、15人の新しいメンバーで、そういうことを過去に決めていただいたけども、今置かれていることを考えれば、やはり今は常任委員会を3つにせないかんということをもう一度考え直して、2つに変更することで、より多くの審査の目が広がって、以前よりも、以前6人でやっていたことが、8人で審査ができるという、その環境整備をしながら、それだけ大きなボリュームになった事業をしっかりと意見を言い合いながら、審査の環境を整える。そしてその中でしっかり判断していくということが、審判を受けた15人でもう一度その話しをこういういい委員会の中で練り直した上で、それがふさわしいと思うのであれば、検証期間がなかりょうがそれに変更することが、今15人、市民の代表として課された責任する議

会の立場を十分に理解していただけるのではないかと、このような思いから、冒頭そういう思いがやはり11月1日の行動になり、11月7日の議員発議というような提案ごとに、そういう思いの委員がいらっしやる中で、そういうシナリオがどうかそういう場面があったわけですが、しかしよくよく考えてみると、やはり皆さん方の審査をする、皆さん方から議論をいただける、そういう機会も必要だろうということで、議会運営委員会を経て早急にこの議会改革をこうやって設置をしていただいて、もう3回もこの議論をずっとやっていただいているわけですが。

ですから1日や7日には確かにそういう思いを心配、そういうことの思いがああいう議員発議という形、また提案ごとの形となって2つの委員会かどうかというような形を、やっぱり思っておられる、私と同じような意見を思っている議員は、私以外にもたくさんいらっしやると、私は想像しています。そういった中で、今、委員長が冒頭おっしゃったように、私はその2つの委員会にここで構成をし直すこと、委員会条例を変更し委員定数を変更することが、今課された私たちがこれだけ大きなボリュームで、葛城市始まって以来の大きな事業を審査する中で必要ではないかなと、こういう思いで、私は2つの委員会にすべきだということを、改めてこの委員会でもう一度皆さん方にお示しをさせていただいて、それで、これはこの委員会では採決がいいのか、最終的にはどういう運びがいいのかということは、正副委員長にお任せはしますが、一定の手続き上こういう議論の場を設けて、それで1日も7日もそういうふうに思っている議員がいらっしやるということは事実なわけですから、手続き上そういうことで、そういう議論をした上で、これが一定の議会改革特別委員会としての総意であろうがなかろうが、やはりしっかりとこういう議員提案という形で、この委員会条例の変更は出すべきではないかと、私は正副委員長に申し上げたい。こういうふうなことを申し上げておきます。

以上でございます。

西井委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 朝岡委員の方から、この間の経過が発言され、さらにみずからの考えも言われたわけでありましてけれども、私は全会一致で決められた、この委員会条例が、本当に実施されない状況の中で、今度改めて改正の提案がなされるということについては、それこそ議会としての合議機関としての機能、あるいは意思決定機関としての機能、さらに立法機関としての機能、こういう点からして、ゆゆしき問題がある、全国にも例がないことだということで、意見表明をしてまいりました。

何よりも、議会改革特別委員会で議論を重ね、意見が合わない中でも合意にこぎつける合議機関としての役割を果たして、1本にまとめて委員会での全会一致、そして定例会での全会一致をもって、法律を、条例をつくったということです。

私は、議会として責任を果たしていくということは、意思決定機関として法律を、条例をつくるということとあわせて、その法律、条例を尊重し擁護する責務があるということです。権利とあわせて責務があるということを考えるわけでありまして、でありますから、委員会条

例については、地方自治法第9条において、ちゃんとした法律上の根拠をもって制度化されているわけであります。

私は、そういう点から、そのままの前回からの内容、3委員会、こういうことが、これが踏襲されないということなら、これはこういうふうに委員会においても、それ以外の案については合意できないということをもまず述べておきたいというふうに思います。

地方自治法の109条は、普通公共団体の議会は条例で常任委員会、あるいは議会運営委員会、そして特別委員会を置くことができると、こういうふうに規定されています。そして第2項では、常任委員会はその部門に属する当該普通公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査をすると、こうなってます。これが基本的な法の位置づけであります。

これらがどういう理由で常任委員会や議会運営委員会、特別委員会等が設置をされて議会活動をしていくということになったかといいますと、常任委員会制度が設けられることになったのは、地方自治体の行政の事務事業及び議会の審査事項が拡大をし複雑多岐となり、かつ分化、専門化するに至り、本会議のみによってはこれを十分かつ能率的、効果的に処理し得ないという状況に対処するためであるということなんです。さらに、議会が審議事項の拡大、肥大化、専門化に対応し、そして住民の期待にこたえるための不可欠の制度であるということを位置づけられている。その役割が効果的に発揮されるようにならなければ、運営されなければならない。こういうふうに理由を挙げられていますし、その運営についても注文がつけられているわけであります。そういう意味で、ここで議論されていることは、悪いことではないです、よりよいものにしていくということの議論だというふうに思います。

この常任委員会に関する地方自治法のこの間の経過を見てみますと、常任委員会の設置の数については、昭和31年の地方自治法改正で、都道府縣市町村の種類及び人口数を基準として、それぞれ制限が加えられた。それまでは制限なかったんです。だからたくさん委員会があった。そのことをとらえて、余り多くの委員会が設置されると、議員が幾つかの委員会の委員を兼務することになり、委員会制度の趣旨に反することになり、また本会議の意味が薄れ、委員会中心主義に走りすぎる結果になることを是正する必要が上げられて、委員会の数は事務量に比例させ、また議員数に対応させて、昭和31年の改正で制限を設けた。そういう経過があります。

しかし、ここからです。しかし、その後、地方分権の進展に対応し、議会活動の活性化に資するための施策の1つとして、平成12年に常任委員会の設置数の制限は廃止をされました。これは廃止されたんです。そのことをおさえておきたい。

さらに、常任委員についても、この間地方自治法は変遷をしてきております。従前は、地方自治法においては、議員は1個の常任委員となることとされ、1個の常任委員ですね、2つ以上の常任委員を兼務することは許されないものとされていた。ところが、平成18年度の法改正により、地方分権の推進に対応した地方議会の活性化、議会制度の充実の観点から、所属制限が廃止をされた。そして、このように表現されています。「議員は少なくとも1つの常任委員となるもの」とされました。これは何を意味してるかという、2つ以上の常任委員を兼務することが、再び過去のように認められるようになってきたということです。これ

は時代の要請であり、地方議会の活性化、地方自治や地方分権を進めるに当たって必要な法改正であったらうと、こういうふうに思います。

そこで、こういうことを前提として、この間の議論を土台にしてお話しをしたいと思いますが、この間の議論の中で改正する理由について。

西井委員長 ちょっと。白石委員。本日は議題として。

白石委員 これから入りますよ。

西井委員長 メリットとデメリットについて。

白石委員 いやいや、ちゃんとした基本的な、地方自治法の規定を踏まえておかないと。あなた、知ってますか。

西井委員長 メリットとデメリットを議題にしていますので。

白石委員 いやいや、それはメリットとデメリットじゃないですか。ちゃんと常任委員会の役割はどういう形でできているんだと、その常任委員会の数あるいは常任委員の数というものが、地方自治法の本則の中でこうなってますよと、そういうことを前提に我々がこの中で議論するのは、これは当然のことではないですか。これに照らして、先進地の自治体の教訓とか、そういうものを勘案して、あるいは近隣の市町村の委員会の状況を勘案して決めていくということだと思いますよ。私はその前提を、皆さんと共有をする、当然重要なことなんです。決まってきたものを実施もしないで変えていくという、重要なことをやろうというわけですから、私は現条例を決めてきた人間なんです。だから、そういう立場から責任を負える議論をしなければ、また変えないかん。

西井委員長 本日の会議では、前回もそのような、メリットデメリットについてという。

白石委員 前はこんなこと言ってませんよ、私。

西井委員長 そういうようなことを、本日の会議にさせてもらいますということをお願いするはずですので。

白石委員 委員長、ちゃんとした委員会指揮してください。私はそんなこと、こんなこと一言も前回言ってないです。今回初めて常任委員会の議論に入る前に言ってるんですよ。

西井委員長 せやから、本日の会議の議題としては、そのことにさしてもうて。

白石委員 私は常任委員会のことについて話してますよ。ほかのこと話してますか。

西井委員長 メリットデメリットについて、申し上げてもらいたいと。

白石委員 委員の発言権をきちっと保障してください。そういう委員会でなければ、決定できないじゃないですか。発言できないじゃないですか。皆さんで議員間の議論をして、そして決めていくわけでしょう。行政から出された条例改正や補正予算の審議とちやいますねん。議員の中で議論をして、その中でどれがいいのかということを決めていくわけでしょう。

西井委員長 せやから、本日はそれについて慎重に諮ってもらって。

白石委員 だから、前提言うてるじゃないですか。

西井委員長 メリットデメリットについて、具体的な内容で話ししてもらいたいという議題を提案させてもうてんねんから、それに通じての話をしてもらいたいなど。

白石委員 ほな、もう、議論するなということですか。

西井委員長 メリットデメリットについて、話ししてくださいと言うてただけですやん。

白石委員 だからその前提の話をしてるんじゃないですか。常任委員会の法的な根拠、常任委員会の数、常任委員の数、そういうものの基本をまず踏まえて、メリットデメリットに入っていくんじゃないですか。違いますか。

西井委員長 もう既に、あれですやろ。

白石委員 何を言うてはんの。既にもう議論してきたんですよ、ほんまは。6月の定例会前の議会運営委員会、更に議会改革特別委員会で議論してきたんじゃないですか。それをもう一回やれ言うんじゃないですか。だから、きちっと本当のところを押さえてやらないと、また同じことを繰り返すことになる。みんなでメリットデメリット議論したんですよ。議論して、そして意にそぐわない案であっても、こういうことは、委員会のことは全会一致で進めるべきだということで、皆譲歩してやってきたんじゃないですか。

西井委員長 本日もメリットデメリットについて、2つの委員会がええか3つの委員会がええか、どういうメリットがあるか、それについていろいろと議論してもらいたいと。

白石委員 いやいや、それは、だからやってるじゃないですか、今。

西井委員長 せやけど、余りにも前置きが長い。

白石委員 前置きじゃないですから、これは。地方自治法じゃないですか。基本じゃないですか。

西井委員長 地方自治法は、これ、委員各位、皆、自治法を勉強しながらしてるわけと違いますの。それは、白石委員はそれをおっしゃるけど。

白石委員 いやいや、だから私が言ってるわけですよ。

西井委員長 それをわざわざ。

白石委員 わざわざってどういうことですか。

基本的には、我々は何を根拠にして仕事するんですか。憲法であり、地方自治法であり、地方財政法であり、地方公務員法であり、地方交付税法であり、葛城市の例規集、総合計画や都市マスといういろいろな諸計画や、それに基づいてするんじゃないですか。

西井委員長 それでは、1つ聞きますけど、例えば2つの委員会。

白石委員 あなたに質問権はありません。

西井委員長 2つの委員会にするという意見についても、それはそれで地方自治法にものをもって出されてるのと違うんかな。

白石委員 何が。だから、言うてるんじゃないですか。だからそういうことも含めて、法律がどう変遷してきたかということと言うてるわけじゃないですか。2にしようが、昔は3でなかったらあかんかった。せやけど2にできるようになったわけじゃないですか、条例で。そういうことを言うてるわけじゃないですか。

西井委員長 そしたら思うだけ言うてください。どうぞ。

白石委員 本当に委員会の指揮、議論を尽くし、そして責任ある決定をしていくという点で、私はもう本当に、この委員会で決めていいのかというふうに思います。これは、先回の会議においても、発言したところであります。

委員会が2つになることによって、ここからもう始まる前まで来ててん。それをわざわざ

やな言うてやで、そんなん長なってしもてん。

では、2つの委員会になることによって、議会が議案審議の拡大、先ほど申しました、地方自治法で、議案審議の拡大、複雑化、専門化に対応し、かつ住民の期待にこたえられるために、その役割が効果的に発揮されることになるのかと、こういう基準に照らして、我々は考えていかなきゃならんということなんです。それが言いたいわけですよ。ちゃんと地方自治法には書いてあるやないですか。法には書いてないよ、解説ですけど。

まず、所管事項が単純に言って、単純ですよ、所管事項が複雑、大きく拡大し、膨大化し複雑多岐になって、分化、専門化してきてる。そういう事務が今確かに現状としてある。そういうことからすれば、3常任委員会から2常任委員会にすることによって、単純にその仕事量は2つの委員会に分けるわけですから、これは1.5倍、1.5倍はいくということ。単純に言えば、1、1、1の仕事でしょう。それを足して2つで割れば1.5になる。これだけの量の審議事項がふえてくるということなんです。そして、その上、審査する委員は2人から3人ふえることによって、これは質問する時間だけでも、当然一回りするだけでも時間がかかるということになります。その中身は置いといて、こういうことになるんです。

この間、11月の委員会では、2つの委員会にすることによって効果的な議論ができるようになること、ということからの立場からすれば、私は3委員会にこだわるのは、人数はおいといて、3委員会にかかわるのはこういうことなんです。だから、現行の3委員会で、現状のボリュームで、私はもう精いっぱいだと。ですから、3委員会で現状の5人、ないし私が提案したんですね、6人。6人で提案しました。これは、その根拠は先ほど来申したとおりです。地方自治法の改正によって、常任委員会に兼任できると、2つの常任委員会、3つあれば2つの常任委員会を兼任できるという改正がされた。それは地方議会の活性化や、議会制度の充実のためにそう改正されということなんです。だからそういう趣旨をきちっと捉えて、6人にして委員会としての審査をやるべきではないのか、そのことによって所管事項が変わらない、そんな中で人数をふやすことかできる。1人ふやすことができるというメリットです。だからそのことを、私は、朝岡委員が6月の定例会のときに提案をしていた、そういう案とは違いますけども、そういう主張をしてきたわけでありまして。

そのことによって、私は、さっきから申しています審議事項の拡大や複雑化や専門化に対応し、より効率的、効果的な役割を果たせるというふうに思っていますし、香芝はいざ知らず、宇陀市は16人ですから5、5、6でやってきた。当然、何の支障もなく付託された案件に対して審査をし決定をしてきてるということでありまして。これは、それぞれの市町村で評価が違うことであり、またそれが当たり前のことやということでありましてけれども、しかし、我が葛城市議会では全く実施、検証されていないというわけですから、そういう例を挙げざるを得ないわけでありまして。

これらの点で、私としては、実際の本当の事務量、審議する議案の対象の拡大という点から、効率的、同立的に審査を進めるという点で、これは3常任委員会は堅持すべきというふうに思います。

ではこれ、誰がメリットがあるねん。これは行政側でしょうね。3つ、3日間要るのが2

日で済むんですから。それはそういうことにはなるでしょう。

そういう議論を、前の現行の条例を策定するときの議論として、私はやってきたつもりであります。ですから、それぞれ政治的立場はありますけども、真摯に地方自治法の要請、事務事業の拡大の要請に対応して、効率的、能率的に運営をするという点では、私は5でも十分できると。6であればよりベスト、ベターだというふうに思いますし、数がふえればいいというわけではありません。これは、数がふえれば委員会主義のメリットが、それこそなくなってしまう。それやったらもう本会議主義でやれば、阿古委員が言うてたように、それこそもう本会議主義でやれば、皆さんが同じテーブルで同じ議案を審査できるわけですから。しかし、委員会主義をとっていくということであるなら、私は不可欠の制度として3常任委員会、6人あるいは5人を、現状を是認をし、更に改善のために6人を提案したいと、このように思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

阿古委員。

阿古委員 まず申し上げておかないといけないのは、立法府としての議会が果たしてこのやり方を本当にとっていいものかどうかというのが、やはり議員としては考えておかないといけない。せやから、一旦議会として議決したことを、まだ実施せずしてそれを変えていこうという、これは本来あってはいけないことであるということ各議員は認識しておくべきだと、僕は思います。

それで、具体的な話をせえと言うんやから、せやからもう一回今までの議論に戻らざるを得ないと思います。

旧當麻町では、実は町やったけど3委員会をとってたんですよ。ほんで15名の人数で。各委員会5名ずつで構成してました。それで、私が初めて入ったときの選挙のとき、実は新人として4名入れかわったんです。せやから、先日申し上げた非常事態というのは、決して非常事態ではないわけで、各議員はそれなりの経験なり見識を持って市民から選ばれてくるのやから、それはそれを背負って一生懸命やるということなんですね。せやから、その審議内容について今想定してなかったと言うけども、決して想定はしてないというわけやないです。もう、7人入れかわって、5人の方が勇退を決めておられたわけですから。せやから、それを非常事態とは、私は思わないです。

それと、これは合併するときに、実はいろいろなシミュレートをしているんです。その当時、記憶の範囲で言いますので、ちょっとまた違うんやったら訂正していただいたら結構ですけども、新庄町の方も委員会制度をとられてたんですけども、ある意味ちょっと穏やかな委員会制度をとられてて、どちらかというと本議会主義に近いような傾向があったように記憶しています。それで、當麻町は同じ、人口が若干少なかったんやけども、それは3委員会をきれいに分けてたんです。それで、それは市の形態がやはりどこも3委員会が多いんですね。というのが、割合と分割するというのが、その分野分野がきれいに分かれるんです。総務文教という言い方しまして、教育場面とある意味財務関係という部門ですね。それと、民生水道、あの当時何て言ったかな、僕もちょっともう忘れましたが、福祉関係を主にやる。せ

やから、住民サービスを主に研究するというか議論する委員会やったんです。もう一つは建設。今度はせやからハード事業です。ハード事業を研究するというか審議する部門で、割合と議論をする内容が分野分野できれいに分かれてたんです。せやから、ごちゃごちゃにならなくて、ある意味審議しやすかったです。

合併になったときに、ではどうしようかという議論を合併協でやってるんです。やはり委員会制度の中で、基礎自治体としての審議内容としては、当然村やとか町に比べて高度な内容になってきます。国からの、例えばいろいろな権限の譲渡であるとか制度に関して、やはり「市」という単位になってしまうと、非常に受けることが多くなって、審議内容が多くなるんです、更に。せやから、3委員会制度を維持しましょうかという話で、3委員会を選択したんです。それでずっとやってきたわけです。

当然6月のときの議論をもう一回やれと言わはんねんやからやりますけど、では今全国でどうなっているのかというのをまず出していただいて、実際に市という形でやられてて、では常任委員会の数が幾つなのか、幾つが一番ベストと思ってやってはるところが多いのかとか、では全国で2委員会で行われているところはどれぐらいあるねんやとか、それをまずデータとして、議論するに当たってはデータがないと、特に今回初めて、6月の議論には加わっておられない委員がこの中にも2名おられますから、せやからまずデータ提供をしていただいて、それでもう一度議論やれと言わはんねんやから、そこからやらへんと議論の結論というのは出てこないと思うんです。せやから、2委員会がええとか3委員会がええとかいうのは、たたき台となるデータがあって、それを、僕は検証という言い方をするんやけども、それを調査して、それでどれが一番ベストなんかということをやらないと、これでやりますわというてやるんやったら、何で変える必要があるのかなという気はしますので。

せやから、何でそのタイミングで出てきたのかというのはまず不思議な話で、議会として非常に不思議な手続きをとられている。本来やってはいけない手続きをとっているような気がします。

せやから、6月にやった、前任者でやった議論をもう一回やれと言うんやったら、済みませんけども、もう一回データ提供から全てやっていただかないと、議論のしようがないわけなんです。というのが、6月のときの議論に加わってないメンバーが、データなしに結論なんて出せるわけがないから、せやからそれをまず提示していただいて、それでほんまに何がええのかという気がします。

それと、3委員会にするというのは、基礎自治体において必要やというのは、やっぱり非常に深いんですよ。その精度が。高度な見識を求められる。せやから、広げてはいけないという考え方なんです。例えば福祉関係をやっている人が、教育も建設もやるということになると、今度その委員にとっては非常に負担になってくるんです。幅広く深くやらないといけないということ。せやから、村やったらあれかな、町やったらあれかな、市やったらあれかなという、そういうような議論をしておかないと、いやもうみんな浅くでいいですねというわけにはなかなかいかないのかなという気がします。僕は3つやられても大変な形やろと思います。現実ね。

その辺も含めてもう一回議論はということなので、もう一度データ等やられているところについてはどういうものが弊害があるのかないかとか、そういうな方法をやはり調査していかないと、結論なんてのは至らない。それを過去に実はやってるんですよ。6月に。もう一度それをやれということですから、そこからやらざるを得ないのかなと思います。葛城市として何がベストなのかというのは、議論を尽くして結論を出していかないと、やってみました、どうでしたという形では、非常に情けない気がしますけどね。

また、データ提示をすいませんねけどお願いします。議論をやれということだったら。議論は僕は尽くしていくべきやと思ってます。せやから、どう言う形がええのかというのは議論を尽くした中で結論を出したらええんやと、それは当初からずっと一緒です、考え方は。

西井委員長 ほかにございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 いろいろご指摘をいただいているようですが、議会の議決は立法府の議決として、それを検証するまでに変えることは危険な行動やということですが、私は決してそういうふうには思わない。決まっているわけでも何でもなくて、もう一度こういう議論をして、更にそれが改革として必要であれば、変えたらいいんですよ。それは特にそれに縛られる必要はないと思いますし。

阿古委員の方から、全国的な事例を示せというお話でしたけど、前回でしたか先々週でしたか、私の方の話の中で、特に全国まで調べなくても、6月のそのときの10人でさまざまな審議をしたときに調べさせていただいた、奈良県内の委員会をどのような形でさせていただいてるかということは、皆さん方のお手元にお配りさせていただいた。これをまず見ていただいても、定数15名の近隣でいう五條市、御所市については、定数削減と同時に2委員会の構成で現在も行っていますと。これは当時の委員長と、この五條市、御所市には足を運んで聞いてもまいりました。こういう検証資料を既にもう皆さん方にもお渡しをさせていただいているので、私は県内の自治体で同じ人口規模の同じような議員構成規模でやっておられる、既に実施をされている委員会の事例をもうこのように説明もさせていただいたところがございます。

事務事業がふえて議会審査の拡大になると、こういうご指摘でございましたが、現状、私もきょうの委員会において、実際、デメリット、メリットという委員長からのご指摘もあつたし、2委員会もしくは3委員会のままであればどういう形がいいのかという具体的なお話しをするというようなご提案が前回ありましたので、私自身、前回、11月1日、11月7日とこの提案をされる皆さん方の中で、既に議会発議としてこの2委員会にするのであればどのような構成でいったらいいのかというような、2委員会の具体的な所管事項の構成をやりかえた委員会構成の案を入手をさせていただいておりますので、委員長の許可をいただいて実際にお配りをさせていただきたい、このように思いますけど。

西井委員長 よろしいですか、皆さん。

ほな、配付をお願いします。

(資料配付)

朝岡委員 実際、これは1つの検討案ということで、11月1日に、初寄りの折に、また11月7日の臨時議会の折に、一度委員会条例の変更を考えてみたらどうかという中で、実際考えられていた委員会構成の案でございます。この記載の内容どおり、所管が総務の場合では選挙管理委員や公平委員や農業委員やという、いわゆる議会の対象になる各種委員会は属しておりますが、事実上4つの部局に分かれるわけです。議会の属する議会事務局と、それと将来広域化になろうとしている消防本部、これを今後審査の対象から外せば、2つの委員会で十分4つの部局にちょうど編成ができて、現状は総務部局では企画部、総務部、消防本部、それから教育委員会。それで、生活福祉常任委員会では、市民生活部と保健福祉部、都市産業の常任委員会では産業観光部、都市整備部、そして上下水道部と、こう言う所管になっていますが、ご指摘いただいているように、所管事項が余りにも拡大すると、こういう表現でございましたが、決して2つの委員会に属したとしても、4つずつの所管になるだけで、特別に大きな、審査事項がふえる、この所管の構成の割合を見ても、そのように感じさせられるようなことではないのではないかと。この割り方がいかどうかというのはあくまでも案なので、これはこっちの方がいいんじゃないか、あっちの方がいいんじゃないかというのはこれからお話しを、その2つの委員会になれば考えていただいたらいいと思います。こういう構成をすることによって、ご指摘いただいているように特別に3つの常任委員会が2つの常任委員会に変えることで、事実上県下の15名で議員定数とされているところは、2つの常任委員会でされている。その現状の調査も皆さん方の方にお渡ししてまずし、今、委員会構成を仮に変更するとすれば、2つの常任委員会でこのような所管、部局の構成をすることで、特別に本来の委員会主義が乱れるような、所管事項が拡大するとか、議案審査が拡大してしまうということにはならない。そのために、常任委員会の委員定数を逆にふやすことによって、効率や能率的な審査が逆にできる環境整備ができるのではないかと、ですからそれは検証するまでもなく2つにする方が、15人の皆さん方の中でその方がいいというふうな判断をしていただくような方が多ければ、やはり実施をすべきではないかと、私はこのように思います。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

白石委員。

白石委員 朝岡委員が条例を議決権に基づいて決定をされたものについて、執行しないでそれを改正することも、これはできうるし、当然できると、こういうことであります。

私は、先回もこの特別委員会の中で、議会の議決権の意義と効果ということでお話しをしました。我々は法の規定に基づいてこの仕事をし、立法府としてその法をつくってきているわけです。そういうことから、議決権は議会の持つ権限の中で最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的から第一に挙げられる権限である、こういうふうに、位置づけられている。とらえられている。そしてまた、議決というのは、問題に対する議員個々の賛成反対の意思表示、すなわち表決、議員それぞれに、新人であろうが古参の議員であろうが等しく1票の表決権があるわけです。議決は表決の集結である。集約である。通常の案件では、これはもう確かに、全会一致ということにはならないケースがあります。それらについては過半数の賛成によって議会としての意思表示があれば、条例規則等が成立をするわけでありま

す。これが定めになっています。

このように、議会の意思決議はもはやこの決議、決定によって、議会の意思決定によって、もはや議員個々の意思から独立したものになっているということなんです。賛成した、反対したにかかわらず、もう意思決定された法律は法律として厳然として存在をし、議員はその構成委員である以上、議員はですよ、市民ちゃいますよ、議員はその構成員である以上、議決の宣言があったときから、成立した議決に従わなければならないことになることと明言しています。さらに、これは議会の意思決定ですよ。この委員会条例は。ところが、我々の多くの仕事は団体意思の決定をするんです。団体意思の決定ということになれば、我々は議員だけではなくて多くは市民の皆さんの経済や生活を拘束することになるわけです。介護保険料の値上げになり、国保の値上げになり、そういうことをやるわけです。だから私は、朝岡委員の前提については、これはどうしても受け入れることはできないことであるし、議会としてはあってはならないことだというふうに考えます。

私は、3常任委員会という形で主張しております。この109条は、常任委員会だけではなくて、議会運営委員会、さらに特別委員会の設置が、これは認められている。ですから、常任委員会で審査するに当たって、より多くの人数によって審査をする必要があると、重要な案件がある、例えば新クリーンセンターの建設事業、あるいは尺土の駅前広場の整備事業は重要で多額なものに対しては特別委員会を適宜設置をし、適切な委員会の議会としての役割を果たすために機能してというふうに思います。

常任委員会の数をふやしていくということは、これは私は1つふやして6がええと言うてますけれども、7、8、9、10ということになれば、これはもうまさにふやせばふやすほど、私は効率的に能率的にはならないと、単純に、それは、いろいろな意見を聞けるという点ではあれやけども、単純に、物理的に効率的、能率的にはならない、そのように思います。

私も長らく3常任委員会制度の中で活動してきましたから言えることでありますけれども、民生水道常任委員会、改編されて生活福祉常任委員会に所属する時間が長うございましたが、本当に所管事項がどんどんふえてきています。介護保険、あるいは後期高齢者医療制度、いろいろな事務事業がふえているし、また移管されてきている。そういうような状況の中で、現行の常任委員会の構成を決めるに当たって、所管事項をどうするかという中で、民生水道常任委員会の所管事項を減らしていただきたい、それを水道と下水道と都市産業に移管をする、こういうことになったわけです。これは、民生水道常任委員会に限ってのことかも知れませんが、もう本当に膨大な事業であります。これが、2常任委員会で審議することになれば、それはもう、御所だって五條だってやってるわけですから、それは委員がよほどの覚悟でやられてるんだらうというふうに思いますけれども、それはなかなか大変なことだというふうに思いますし、私は2委員会というのは、これは委員会主義の限界点だと。そうですよね、1つにしてしまったらもう何もないわけですから、限界点なんです。委員会主義が本会議主義に最も接近した状況になるわけで、本当に委員会主義としての機能を果たしていこうとすれば、そういう機能的なことと所管の事項のことと、能率的、効率的に審議をしていくということからすれば、やはり無理しても3常任委員会をして、そして地方自治

法で認められた2つの常任委員会を兼ねることができるという、それを生かして6人にする。かつ、特別委員会の機動的な活用によって、この常任委員会の活動を大きく支えていく、そういう役割を果たしていただくということによって、私は議会全体としての役割が果たせるのではないかとこのように思うわけであります。

新たに特別委員会の問題も加えて、3常任委員会の現状を維持するということを強調したい、このように思います。

西井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後2時57分

再 開 午後3時07分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、また審議を行います。

大体数名の方は意見がいろいろ出ておりますが、ほかにも意見がございましょうと思いますので、新たな意見をまた新たな方が先に申し上げてほしいと思います。

阿古委員 まず、反論いただいたから、反論だけ先にさせてもらっていいですか。

西井委員長 そしたら、関連ということで、阿古委員。

阿古委員 先ほど、朝岡委員がおっしゃったんやけど、僕は非常に議員としては危険なことですよ。言ったのは、例えば、消費税あるとしますやん。そうすると、来年4月から8%に上げますという話しを議会の中で、いろいろな審議をした中で結論として出すわけですよ。せやったら、それを4月1日のその間際になって、いやもうその8%を10%にしますねんとか15%にしますねんと、それで国でそういう議論をするかということですよ。一旦出した結論というのは、8%にしますというのは、それなりのいろいろな意見があった中で、結論として議決して初めて、国でいうたら法律ですよ。市でいうたら条例ですよ。それをつくるんですよ。そうすると、そのパーセンテージをいらおうとかいう、法律改正をするということであれば、それは一旦それを施行して、それで一定の検証を入れて初めて、「いや、これでは無理ですね、8%は無理ですね」、「逆に言うたらちょっと8%は高いから、もう一回元に戻しましょうか」とか、「逆に10%に上げましょう」とか、そういう議論が始められる。

議会というのはそういうもんやと思いますねん。立法府というのは。そら技術的には変えられると言うけども、せやけども、では前議論した人は無責任に決めたんかということなんです。せやから、それは立法府の議員としては、僕はとるべき行為ではないということです。

僕はその議論を、今の話やないけども、今言うた消費税の話、8%が、じゃ10%に上げようとか、そんな議論、結局は今これ2委員会が3委員会がどっちがええのかという議論は、僕は大いにやったらええと思えますねん。ただ、それを一旦やってみて、検証した上、調査を更にした上で、その結論に至らないと。せやから、もう一回6月にさかのぼってやりましょかというのは、まさにそれなんです。もしその時点で判断が過っているというんやったら、もう一回その議論をやり直さざるを得ない。単純に結論だけで、2がええねん、3がええねんて、そなん、まだやってない段階で変えていくという、それが本当に私は議会の、議員のやることなかなと。せやから、ものすごいそれについて抵抗とか拒絶感がある

んですよ。そら、普通怒りまっせ、これ。3月ごろになってでっせ、8%言うてたやつが、いや12%やねんて、法律改正しまんねんて言うたら、そら怒りますで、そんなん。それぐらい、立法府としての僕は責任があると思う。せやから1度やって、一定の検証なり調査をして、それで議論していくということは、僕は大切なことやと思うから、せやからデータをもう一回出してくださいと。前任の方がやられた結論が誤りやと言わはんねんやったら、それをもう一度検証し直さなしょうがないですねということを使うんですよ。

僕は、反論されたので、そういうことだけ伝えやなあかんなと思ってます。僕は、立法府としてはおかしなやり方やなど、認めてはいけないやり方だなという気はしてます。

それで、2がええとか3がええというのは、まだまだこれから議論できるのかなと思うから、さっきは旧町の段階からどうなりましたという話しをさせていただいたんですけども、非常に3つに割って、それで3つに割りながらでもやはりその1つの委員会で、本当に真剣にやったらものすごいことですよ。福祉関係もしかり、教育関係もしかり、非常に深い。奥深い。浅いという言い方は、申し訳ないですけども、オールマイティ的のいろいろなものをやれるというのは、僕はある意味、村議会的なことなんか。せやから、前任のときの、その場で、僕は比喩的に実は言ってるんで、1委員会でもいいですよやんか、本議会主義、それはもう村議会なんですよ。というのが、結局、議員をほんまに減らすということがええのかどうかというのは、僕は常に疑問としてあるんです。それだけ、高度なというか深く研究して、それでやっていこうと思ったら、そらスーパーマンがいて何でもできますねんという人が、すごい見識者がいてやれば別やけど、僕ら凡人が最大限能力を使ってやれることというのはどこまでかなと考えると、やはり議員の数をある一定の以下にはいけないなという思いがあったから、比喩的に村議会方式でももうこんなん、そういう方向に行くのであれば、そういう審議の方法もあるんじゃないですかということを提案したつもりやけども、僕はそのことをもう一度議論しなおして、いろいろやっていく機会をつくっていくべきではないかなと、僕は立法府としてのそこはものすごい違和感があります。

さっき朝岡委員がそのことについて、いやいやできますよと。確かに技術的にはできるんです。せやけど道義的にそれが果たして受け入れられることなのかというのは、やはり考えないといけないなという、その意味で話してますねん。議論は幾らでも、僕はしていくべきやと思います。

西井委員長 川村委員。

川村委員 3度にわたってのこの議会改革特別委員会、入らせていただきまして、本当に今までの経験豊かな委員たちのさまざまなご意見というのは、もう本当にごもつともな部分がたくさんありましたし、納得する部分もありました。3回にわたっていろいろな話を聞かせていただいている中に、これから議論をしたらいいという、そこに終着点があるようにも思います。もちろんいろいろな経過を、そしてこれを、白石委員がおっしゃったみたいに、1つのルールに基づいてという大切な部分もよく理解ができていますが、私自身は、確かに議員定数を減らしたというこの段階から、いろいろな仕事量も含めまして議員に課せられた仕事というのは、非常に膨らんできている。今のこの世の中の動きから見て、民間ともども非常に厳しい

状態になっているという現実を踏まえて、私たちもしっかりと勉強していかなければいけないということは覚悟しないといけないとも思っています。

ですから、やはりこの委員会条例につきましては、ぜひこれから、この話を踏まえた上で私たち新しい議員が皆さんの意見を、十分聞いたとは言いませんが、会議録も渡されてきました、その経過も見まして、十分な議論というところの、本当にその内容が十分な議論なのかどうかということも、実際にその議論の中にはおりませんでしたからわかりません。ですから、これからこの2委員会、3委員会についての議論も含めて、これから非常に厳しいたくさん案件を抱えている、一番予算の膨らんだこれからの議会が、みんなの認識が温度差というのがある程度あって、そして非常事態という意味合いが、本当に非常事態というのは、どこに置く非常事態なのか、やはりたくさん早急に決めなければならないこの時期に、皆さんのそういった意見をしっかりと詰めて、厳しい環境の中でやっていかないといけないという現実が見えてきます。ですから、私は、もう早急にこの2委員会、3委員会というのは決めていただいて、これから前に進めていただいて、中身の濃い、しんどいのはわかっています。ですから、そのしんどさも覚悟の上に、これからやっていきたいという気持ちです。

西井委員長 ほかにございませんか。

吉武委員。

吉武委員 変える変えないという話がずっと、変えるのはいかなものかという話はずっとあるんですけども、1度決めたものを変えるのがだめだとなってしまうと、12月議会でもありますけども、例えば予算を通したものに言うこともできなくなってしまうと思うので、1度決めたからといって変えるのはだめというのは、そうすると今後の議会活動に影響が出てくるのではないかと思いますので、常識的にもメンバーが変わって新しく考え直してもう一度決め直すというのは、そんなにおかしなことではないと思うので、そこまで変えるということについて、だめだというふうに決めつけすぎるのはいかなものかなというところは、純粹に思います。もちろん、今後、この委員会で議論が進んで、変える変えないという話になるときに、そこはもう変えないというところでされたらいいと思うので、委員会の中でもう変えなだめだというふうに冒頭から決めつけてしまうと、議論が進んでいかないとしますので、変える変えないは最終のみんなの判断だと思うので、そこは今余り言うべきところではないのかなと思います。

個人的には3常任委員会がいいのか2常任委員会がいいというところなんですけども、私自身の考えとしては2常任委員会の方がいいのではないかと考えています。

阿古委員や白石委員は3委員会で深くそれぞれの知識が必要なもので、2つにすると浅くなってしまう、3つの方が深く議論することができるということだったんですけども、では仮に例えば議員数が3人になってもそうなるのかということなんですよね、僕が思うのは。例えば、3人になれば1人ずつになります、単純に。では、委員会3つに分けて、それぞれ深くやらんとだめなので委員会を3つに分けてやるのかという話になってしまいます。多分3人になったらもう1つにして、みんなで作るというふうにすると思います。それは何でかと言ったら、1人に任せていたらその1人の判断でどうこうなるのが不安だと思いますので、

数が少なくなったら、やっぱり協力して人数を合わせて数を多くでやるというのが自然な流れではないのかなと思います。

例えば、白石委員の3常任委員会6人だと、これだとかぶる人が3名できて、3名の方は仕事量が2倍になるわけで、1人1人が1.5倍になるということもおっしゃっておられましたけども、6人であれば、その3人は2倍働かなければならないということになってしまうので、かなりむらも出てくるのかなと思います。

数が少なくなってくる、将来的にも行政の体制としても部署的にもある程度統廃合というのはされていくのはあると思いますので、実際に国でも例えば省庁が合併したというのもそういうところだと思いますので、その数とか人数が減ってきたときに、統合して範囲を広くして、もちろん知識は必要になってきますけども、そこはもう勉強してやっていかないといけないのかなと思います。

例えば、この案であれば、厚生と文教が合体してますけども、例えば、合体することによるメリットも、例えば今、教育と保健福祉と分かれている保育園と幼稚園の問題とかでも、今、こども園とかいう話も進んでますし、逆に合体した方が話しが進めやすいというところもあるかと思しますので、私は将来も考えた上で2つにしておかれる方が、後々を考えたときによいのではないかなと、個人的に思っています。変えるか変えないかは、それぞれの皆さんのお考えだと思いますので、私自身はそう思います。

以上です。

西井委員長 ほかにありませんか。

赤井委員。

赤井委員 私も第1回目にお話ししたとおりでございます。それと、私が思うのは、新しい議員が入られて最初の議会でもありますので、できればその議会が始まるまでにある程度の結論を出せばいいのではないかと、かように思っております。

西井委員長 ほかに。

副委員長。

岡本副委員長 いろいろと意見出してもらっておると思います。予算の話も出ました。あるいはまたいろいろな事業の話もいろいろ出てるわけですけども、先ほどどなたかがおっしゃいましたように、前回も言いましたように、国からあるいは県、市というふうに事業がどんどん、地方分権が進んでくるというのか、地方を元気にするという意味からして、いろいろな事業がおりてきてるということは、これは事実であるわけでございます。

ですから、今2委員会、3委員会ということになりますけども、やはりある程度議会として議論をしていくということになれば、4つも5つもというようなことは極端な話ですので、3委員会を維持して、3つの中で、それぞれの委員会の中で詳細に審議をしていく、これが一番大事ではないかなというふうに思います。ですから、とりあえず、立法の話も出てきましたけども、私の考えとしては、今後将来のこと、人数のこともありますが、人数も大事ですけども仕事、どういうふうな仕事が本当に下りてきているのか、あるいはまた詳細に議論をしていかないかのかということが大事になってくるのではないかなというふうに思い

ますので、私は1つの3委員会という形で一遍進めていって、今いろいろ意見が出ているように、いやもう3つも多いでというのであればまた2つにする。2つにすればかなり、それぞれ議員に仕事の肩にかかるというのか、そういう面が出てくるというふうに思います。ですから、私の意見は先ほど言いましたように、各委員会で詳細に審議をするというような方向でいった方がいいのではないかなというふうに、今も考えております。一応、私の意見です。

西井委員長 だいたいいろいろな意見を聞かせてもらいましたが、3回にわたる委員会の中で大体当初聞かせてもらったのと、ほとんどいろいろな意見を述べられている中で、余り各委員ごとに意志は変わってないように思いますので、どうでしょうか、副委員長、もう採決でよろしいですか、副委員長。

岡本副委員長 もうみんなわかっとなやけども、どうですか。

西井委員長 白石委員。

白石委員 委員会の運営指揮という点で、議会の合議制の中で一致を図っていくということが、1つ大きな運営の原則だというふうに思います。現条例の作成の過程では、そういうことを基本にして議論をし、そしてそれぞれが意見を持ち提案をしましたけれども、やはり全会一致に持っていくという運営がなされた。それはどういうことでなされたかということ、1年、2年実施をして、その結果を見て改正をしようじゃないかという委員長の提案があつて、そこでほんなら歩み寄って、実際やってみてどういう効果があつた、あるいはデメリットが出てきたということを検証してやればよいということだからこそ、全会一致でできたわけです。これはもちろん合議制の場でありますから、お互い合議をして物事を決めていく中で、最終的には多数決の原則でやっていくということは、これは当然のことであります。しかし、こと議会運営にかかわることにおいて、私はできる限り全会一致を目指してやるべきことが好ましいということを強調しておきたい。このように思います。

また、そのような委員会指揮をしていただけるように、お願いをしたい。

それと、1点だけ、誤解があるのかもわかりませんが、一旦決めたことは変えられないというでありますけれども、私どもはそういう一旦決めたら変えたらいかんということを言っているわけではありません。議決の権限の中に、条例の制定及び改廃があります。当然改廃することは、これは議会のちゃんと手続きを踏み権限を行使すればできるわけです。だからそれは当然のことなんです。しかし、私が言ってるのは、阿古委員もそうだと思うんですけども、その決定したことに對してきちっと執行に責任を負うということですから、11月1日に施行されたこの委員会条例については、きちっと委員会構成なり委員会活動を経て、実際にどうであったかということをした上で改正すべきだということであつて、実際に委員会活動そのものが、委員会活動というのは基本的には定例会の中でやるのが原則ですから、定例会の中できちっとやっていった上でやるべきだということを言っているわけであつて、変えられないということではありませんので、誤解のないようにしていただきたい、このように思います。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 僕は実は2委員会がいい、3委員会いいという話しは実はしてないんです。というのが、手続き上の問題が大きいですよという話しと、それと、実は白石委員が言わはったことと同じやったんですよ、言いたかったことは。せやから、実際に僕は議論して変えていくことについては、これは必要なことやから変えていきましょかという議論は大いにやって、それからやらなんねんけども、せやけどもそれには余りにも早急すぎませんか。せやから、一定の期間を議論の期間として、それで一旦実施して、その中でやっぱりメリットもデメリットも見てくると思うんですよ。その中で、では議論してこういう方向で変えましょかという話であれば、僕は幾らでもその議論はやっていくべきやと言ってるんです。せやから、実施しないで検証できてない状態で、憶測だけで変えてしまいましょかというのは、ちょっと問題が大きいですよというお話しをしてたつもりなんですね。

せやから、2委員会制がええのか3委員会制がええのか、僕自身かてわかりませんよ、実際。確かに、旧町のときは5人でやってたから、やれないことはないとは思いますが。せやけどそれが、果たしてこれからどうなっていくのか、それはやってみないと僕は何とも言えないかなと。せやからそれは実際に検証していきませんか、議論していきませんか、実際経験したことで初めてもっといいものが見えてくるかもわかりませんよと。せやから、手順の問題を僕は言ってるんです。僕はまだ、その部分については今まだ審議不足やなという結論です。

どっちが、2がええのか3がええのかいうたら、僕自身がまだ結論に達しないということです。せやから審議不足ですということを申し上げているんです。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 委員長の方から副委員長とご相談をいただいて、最終的にこの委員会としての方向性を一旦ご審議をいただいて、それがこの場でそういう、今おっしゃられたことを鑑みて結論を出して、今回のこの委員会条例に対する結論を今出した方がいいのか、3回も委員会を開いていただいたことを12月議会の冒頭に委員長報告をなさるわけですから、今さまざま議論があったことを簡略に委員長報告として報告をいただいた上で、あと、さまざま各委員の権限に基づきながら、その行使をすることについては本会議場でさまざまな議論をまたしていただいた上で、この8人以外の、きょうは傍聴議員もお見えいただいておりますけども、15人の議員でその判断をしていただいても、僕はいいと思うんです。

ただ、さまざま今、検証することがやはり必要やというようことを再三おっしゃってます。これは前回も私申し上げましたけども、確かに消費税を含め、税制改革によってそのときの社会情勢をどのように推移していくかというふうに、一定の期間検証を置くような、そういう当然法律もあれば、今回は再三申し上げているように、決められたことを別にだめやったとかよかったとかいうことよりも、今度15人になった上で、よくよく検討する中で、やはり幅広い審査ができる環境整備にしませんかと、こう尋ねているだけでありまして、それが検証しない上で変えてしまうことが否かということは、僕は問題は違うと、どうも、私の頭の中ではそういうふうな考えしか思い浮かびません。

ですから、今、3委員会を5人編成にするということは、既に6月議会で決まっていた。こ

れは十分、私以外の傍聴に来られている議員も含めてご存じの話なんですけども、しかし、今、こういう課せられた15人が現状を見て、11月1日からそういう委員会条例を変更すべきではないかという声が上がっている中で、こういう委員会で3回も議論した上でそういう委員会を調整しなおして、私が今例で示させていただいた2つの常任委員会に編成し直すことによって、より多くの議員がその委員会審査に参加できて、過半数といえる委員の意思表示が議会の意思表示につながるというような、そういう能率的なやり方をする方が、その方が改革としてはいいのではないかということを今皆さんで決めませんかということを、再三申し上げているところでございますので、私が皆さん方の2つの委員会に編成をし直したらいいのではないかという1つの議員提案をされる予定の方の委員会構成の案をお示しいたしましたが、これを見ていただいても、やはり1つの委員会ではハードを中心に事業を展開していく常任委員会の構成になってますし、1つはどなたかがおっしゃいましたソフト事業、子育てから教育に至るまでが一貫して審査ができるという内容の常任委員会の構成になっていることは、より効果的で、確かに審査内容がふえることで、所管の事業がふえることで、もう既に18人から15人になってるわけですから、これはもう全会一致で3名減らしているわけですから、審査内容がふえようがふえまいがもう今まで18人でやったことが15人でやること自体、もう1人1人の課されているボリュームはもう既に大きくなってるので、これは課された事実の中で、2つの委員会に編成がえをするということで、そこを強調されることよりも、その課された責任のもとでしっかりと幅広い事業に対しての審査ができる、そういう1人1人の思いでありたいという、そういう中で、2つの委員会に私は、この3委員会の検証をする前にして変えるということの思いを、私は私も含めた2委員会の編成がえがいいと、望ましい委員の中で、そのような形をとられても、手続き上これだけの議論を交わした委員長報告をしていただいて、正副委員長にはお任せをいたしますが、ここで採決をとるとおっしゃるのであればそれに従いますし、採決をとるという場合ではなくて、この常任委員会のこの条例の変更の改正の議論については、このような意見がありましたという委員長報告にさせていただいて、そのあとのさまざまな行動については、議会の委員の意思を行使をする場面が仮にあったとしても、それは15人の委員でその内容についての採決に臨んでいただいたらいいのではないかなと、私はそのように思います。

西井委員長 白石委員。

白石委員 朝岡委員の発言の中に、全会一致で定数を削減したというのは。そんなこと言うてなかったかな。

朝岡委員 全会一致じゃなかったかな。

白石委員 いやいや、定数削減は全会一致ちゃいます。

朝岡委員 ああそうか。

白石委員 だからそこは、全会一致はこの3常任委員会5人の委員の数は全会一致で決めただけども、定数の削減については我が党は反対をしたということですので。

朝岡委員 そら失礼いたしました。

白石委員 これは誤解のないようお願いをしたいと思います。

朝岡委員 これは大変失礼をいたしました。おおむね定数削減の3名、そら、3名減も2名減もあつたもんね、よう考えたら。3名減ということがおおむね理解をしていただいた議員が過半数を超えて、このような変更になったというような結果に基づいて、今議会の審査が拡大しているということは、もういまさらの話でないということを、僕は申し上げたかったんです。訂正しておきます、それは。済みません。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 ええんやけどね、これ、今言うてるように、向こうの方で審議してもよろしいねんけど、じゃ所管割りどうするねんやとか、例えばそういうようなものについて出してこられるのかな。というのが、これ、人数でも8名、8名と書いてあるわけでしょう。議員15名ですね、定数ね。せやから、ではそこで2委員会にしましょうかというて、そやったらあとの内容、2委員会にそれを内容として、どうあと審議するんですか。仮に可決されるか否決されるかわかりませんよ。わからへんけども、せやけどそういうふうなことって、どうやるつもりなんですか。これ、8名、8名になって。また動議か何か出さるんですか。議員発議されるのかな。いや、それ、8名、7名がええんか、例えば、今の話やないけど委員会がどうやとか、ほんで所管割りでも公平委員会というのが果たして総務の方でええんかとかいう。そうやって、今言うてるように、委員会制を変えるということはいろいろなことを検討しないと、今の所管割りからいろいろ考えていかへんと、そんな単純にはいかないんですよ。縦にぼーんと割るようにはいかない。どういう形で發揮していくのかというのは、一定の議論をしていかへんと、これ、8、8でいったら1人どうしますねんという話になるし。せやから、そういうふうなのをどうやって決めていくつもりでいるのか、僕には見えない。せやから議論しましょうかというのは、それはまさにどういう形で、3委員会やったら今の話やないけど、5、5、5じゃなくてという、例えば10、10、10という話もきっと思っってはる人もいるかもしれへんし、2委員会やったら8、8じゃなくて10、10がええなと思っってはる人も、7、8でええなと思っってはる人もいろいろいてはるし、所管割りの話にしても、こっちはこういう具合に組み合わせておく方がええんとちゃうかなとか。せやから、実際にそうやって変えようとする、そういう議論をしないと、本議会の席でこういう報告がありました、さらにこれからまた検討していきますという報告であればええんやけども、じゃそこで採決しましょうかということになったら、形としてでき上がってないわけでしょう。そこらはどう考えてはるのかなとかかわからない。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 委員の質疑を私が答えていいという、こういう場合はいいんでしょうかわかりませんが、これは具体的な案ということで、別にきょうお話しをするに当たって先般、前回の委員会では具体的にデメリットやメリットを含めて構成上このような、具体的な形を示せという委員長の宿題もありましたので、当時11月の冒頭、委員会構成を変更する形を初寄りの折におっしゃられた皆さん方とお話しをした上で、実際暖められていた構成案を今手元に、皆さんにお渡しをしているところなんですけども、8名8名というのは、今の5人でもそうですけども、奇数で構成されている常任委員会の場合、どうしても議論が伯仲してしまい、採決をす

る場合に同数になるという可能性が非常に高いわけです。そうすると、委員長の決裁が要するというので、非常に委員長にしても同数の議論が白熱している中で、委員長にその採決の最終的に権利があるとは言え、非常にそれこそ責任を、すごく負担が重い役割をまたそれ以上に担っていただくということになると、効率的には余り、できる限り常任委員会の数というのは、奇数よりも偶数の方が望ましいと、こういうふうな思いがいたしています。その中で、先ほど来複数の常任委員会に属せるような法律改正があったとはいえ、やはり先ほど来申し上げているように、会派がしっかりと確立されている議会であれば、会派の代表がその中で話し合いをして、複数を兼ねる議員は会派の代表としてこの委員会にはこの会派、この委員会にはこの会派ということで、そういう話し合いができるでしょうけども、残念というか、私どもこの本議会の場合は、会派が全て属されていないということで、複数になるとどのようにその複数の取り扱いをしていくかということになると、非常に議会運営にまたこれで1つの問題提起をそこにぶつけてしまうということになるので、この8人8人の1人の場合は、私が考えているのは、議長が議長としての要職で、オブザーバーとして参加されているのではなくて、議長も1人の議決権を持つ1人の議員として、いずれにしても15人であれば片方の委員会には議長ではなく委員として属されるわけですから、では片方の常任委員会にも議長としてではなく委員として、表決権を持つ委員の1人として参加をしていただくことで、ときの議長が兼任をするということになると8名8名というような構成になるということ、私は思いを持っています。

委員会構成についてのこの所管の縦割りというか、区割りなんですけども、少し先ほど申し上げましたように、総務の方については総務部門の人事であるとかそういったことは当然ながら、そこに産業観光部と都市整備部を所管を一緒にすることによって、ハード事業もそこに加えて、全体的に審査ができる。厚生の方については、先ほど来申し上げているような、市民生活に属するソフト事業の子育てから教育まで一貫して審査ができるということで、そこに環境整備ということで上下水道部もそこにもう一度戻して、この4所管で厚生並びに教育を一貫して審査ができるのではないかと、一定の審査内容の所管を割ったある程度 of 分類は、この委員会構成ではできているのではないかなと、私は思っています。

契約の請負の議決であるとか、そういったことについても、やはり総務が一括して、もしくは企画が一括をしてそういう入札業務を回しているということで、やはりハード事業の方にひっつけて、総務の中で建設も入れて、1つのハード事業としての大きな役割を担う所管の1つの構成としてはこの委員会で、そして、高齢者から子育てまでのそういう一貫した住民福祉に関連するような、そういった事業についてはもう一つの委員会で審査をするというような内容で、私はこの2つの所管の割り方が一定の考え方に基づいて、構成をさせていただいてると、このように思っています。

先ほど来申し上げているように、これで半数以上の議員の方が属せる委員会ということで、ここで十分な審査をしていただいた上で、本会議場での審査ができるのではないかなと、このような整備になるのではないかなと思っています。

西井委員長 ただいま、私、先ほど申し上げましたように、白石委員は全員一致を原則で、現状では

全員一致がどうもなりにくいと、しかしながら、朝岡委員は発議も含めて考えられているということですね。ということになっていたら、当委員会としては、全員一致という形はとりにくいと思いますので、先ほど申し上げましたように、どのようにさせてもらいましょうか。一応、意見は二分したまま、当初からいろいろ議論を重ねておりますが、平行線であるということは、副委員長も、そうだな。

岡本副委員長 うん。だから、あれちゃうの、ほんまに。いろんな意見が出たことやし、一定期間置いて議論する形にしといた方が。

西井委員長 ただ、一定期間いうたら、発議を出されたら、何ですやん。それはもう当委員会があればですけど。

(「休憩してください」の声あり)

西井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後3時49分

再 開 午後4時00分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

私、今までの議論を聞かせてもらって、結論として1人の委員は全員一致した形と、また1人の委員は、1人か何人かわかりませんが、またここに入っておられない議員も含めて議員発議ということも考えておられます。当委員会としては、委員会条例の改正について、十分審議、まだ十分と言われればまだまだし足らんとと言われる方もおられますが、時間的には今まで決められた日にちよりも十分時間は割いたつもりでございます。議論はまだまだ続けても平行線のように、私は感じますので、あと、議員各位でこの件については条例変更はいろいろな意見でいろいろな方法を出されることには、委員会としても制度の中で云々できるわけではございませんので、本日議題となった件につきましては採決まではしませんが、両論併記という形で委員長報告をさせてもらうということで、よろしいでしょうか。

委員長報告はせんなんと思っておりますので、両論併記で。

あと、各議員としては、制度にのっとった形でいろいろな形を出されることについては、当委員会としては関与できる問題ではないと。

いかがですか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 本来はこれも採決ということは必要な面もあると思いますが、私は中立という立場で採決をとること自身も、2つの意見に分かれているということで採決はとりませんが、各委員及びまたここに入っておられない委員外議員、及びまた入っておられない議員も、いろいろの制度の中で考えられた、それについて当委員会に入っておられる方も、その方式の中でいろいろな形で活躍してもらったらどうかと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 議論は3日間させてもらったということで。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 それでは、本件につきまして、本日はこれまでといたします。

次に、その他でございますが、議会改革特別委員会についてのこの前の話は、正副委員長とまた相談させてもうて、日程等調整させてもうた中で、議会改革についての話はまた会議を行いたいと思います。それはその他で1つとして報告させていただきます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 それでは、委員外議員から発言の申し入れがあれば許可いたしますので、何かございませんか。

(「ございません」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。

そしたら、これをもって、議会改革特別委員会を閉会いたします。3回にわたって議会改革の中で1週間ごとに、まことにハードな日にちの中で、いろいろな議論を真剣に声を荒げるぐらいにやってもらったと。また、いろいろな形の中で議会改革、まだまだしなければならぬ点が多々あると思いますが、またいろいろと招集させてもらったときには、皆さん方のいろいろな意見を活発に交えてもらって、一步でも開かれた葛城市議会と言われるような議会に変えていくように努力したいと思っておりますので、どうか皆さん方、ますますのご支援いただきましてご協力いただきまして、頼りない委員長ではございますが、努力させていただきます。どうかよろしく願いいたしまして、簡単ですが、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時06分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

西 井 覚